

岩手県告示第298号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
松園第二病院	盛岡市西松園三丁目22番3号	令和4年9月16日
岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	令和4年9月20日